関税定率法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

平成二十九年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第十三号

関税定率法等の一部を改正する法律

（関税定率法の一部改正）

第一条　関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

別表中「、第七条、第八条、第九条の二」を「―第九条の二」に改める。

別表第〇四〇二・一〇号中「小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）」を「幼稚園、小学校」に改め、「義務教育学校の後期課程及び」を削り、「夜間」を「義務教育学校、夜間」に、「、特別支援学校若しくは幼稚園の児童、生徒若しくは幼児」を「若しくは特別支援学校の幼児、児童若しくは生徒」に改め、「児童福祉施設」の下に「若しくはこれに類する政令で定める施設」を加える。

別表第二〇〇九・八九号中

『	(二)　その他のもの	九・六％
	三　その他のもの	
	(一)　砂糖を加えたもの	二二・四％
	(二)　その他のもの	一六％』

を

『	(二)　その他のもの	九・六％
	三　その他のもの	
	(一)　砂糖を加えたもの	二二・四％
	(二)　その他のもの	一六％』

に改め、同表第二〇〇九・九〇号中「混合果汁」を「果汁を主成分とするもの」に、「混合野菜ジュース」を「野菜ジュースを主成分とするもの」に、

『	(二)　その他のもの	七・二％
	三　その他のもの	
	(一)　砂糖を加えたもの	一六％
	(二)　その他のもの	七・二％』

を

『	(二)　その他のもの	七・二％
	三　その他のもの	
	(一)　砂糖を加えたもの	一六％
	(二)　その他のもの	七・二％』

に改める。

別表第二二〇六・〇〇号中「一リットルにつき六円四〇銭」を「無税」に改める。

別表第二二〇八・二〇号から第二二〇八・七〇号までを次のように改める。

二二〇八・二〇	ぶどう酒又はぶどう酒もろみの搾りかすから得た蒸留酒	無税
二二〇八・三〇	ウイスキー	無税
二二〇八・四〇	ラムその他これに類する発酵したさとうきびの製品から得た蒸留酒	無税
二二〇八・五〇	ジン及びジュネヴァ	無税
二二〇八・六〇	ウオッカ	無税
二二〇八・七〇	リキュール及びコーディアル	無税
『	(一)　フルーツブランデー	
	A　アルコール分が五〇％以上のもの（二リットル未満の容器入りにしたものを除く。）	一リットルにつき一九三円二〇銭
	B　その他のもの	一リットルにつき二七円九〇銭』

別表第二二〇八・九〇号中

『	(一)　フルーツブランデー	
	A　アルコール分が五〇％以上のもの（二リットル未満の容器入りにしたものを除く。）	一リットルにつき一九三円二〇銭
	B　その他のもの	一リットルにつき二七円九〇銭』

を

『	(一)　フルーツブランデー	
	(a)　温度一五度における比重が〇・八三以上で引火点が温度一三〇度以下のもの（本邦に到着した時においてこれらの性質を有するもの又は政令で定めるところにより本邦に到着した石油製品に他の石油製品を混合して得たものでこれらの性質を有するものに限る。第二七一〇・二〇号において同じ。）のうち、農林漁業の用に供するもの	無税
	(b)　その他のもの	無税』

に改める。

別表第二七一〇・一九号中

『	(a)　温度一五度における比重が〇・八三以上で引火点が温度一三〇度以下のもの（本邦に到着した時においてこれらの性質を有するもの又は政令で定めるところにより本邦に到着した石油製品に他の石油製品を混合して得たものでこれらの性質を有するものに限る。第二七一〇・二〇号において同じ。）のうち、農林漁業の用に供するもの	無税
	(b)　その他のもの	
	(c)　その他のもの	一キロリットルにつき四五九円』

を

『	(a)　温度一五度における比重が〇・八三以上で引火点が温度一三〇度以下のもの（本邦に到着した時においてこれらの性質を有するもの又は政令で定めるところにより本邦に到着した石油製品に他の石油製品を混合して得たものでこれらの性質を有するものに限る。第二七一〇・二〇号において同じ。）のうち、農林漁業の用に供するもの	無税
	(b)　温度一五度における比重が〇・八三以上で引火点が温度一三〇度以下のもののうち、農林漁業の用に供するもの	一キロリットルにつき四五九円
	(c)　その他のもの	一キロリットルにつき四五九円』

に改め、同表第二七一〇・二〇号中

『	(b)　その他のもの	一キロリットルにつき四五九円
	(c)　その他のもの	一三〇』

を

『	(b)　その他のもの	一キロリットルにつき四五九円
	(c)　その他のもの	無税』

に改める。

別表第二九〇四・九九号を次のように改める。

二九〇四・九九	その他のもの	
	一　パラ―ニトロクロロベンゼン	無税
	二　その他のもの	四・六％

別表第三九〇八・九〇号を次のように改める。

三九〇八・九〇	その他のもの	
	一　メタ―アラミド	無税
	二　その他のもの	五・六％

別表第五五〇一・一〇号を次のように改める。

五五〇一・一〇	ナイロンその他のポリアミドのもの	
	一　メタ―アラミドのもの	無税
	二　その他のもの	八％